

2026 年度入学試験受験者対象

せとうち観光専門職短期大学 せとうち修学支援奨学金制度 募集要項

せとうち観光専門職短期大学では、本学に入学を希望する意欲の高い受験生が経済的な理由により本学への進学を断念することが無いよう、授業料等学納金の一部免除を確約する支援制度を設けております。申請期間（入学前Ⅰ期・Ⅱ期、入学後4月）に申請いただき、採用候補者を選考し通知します。

1. 区分ごとの給付金額と給付期間

区分	世帯所得の目安		給付支援（免除）金額（年額/円）			給付期間
	給与・年金収入	事業所得	入学金	授業料	施設設備費	
第1区分	非課税～300万	～200万	200,000	700,000	220,000	入学後 3年間 ※進級時に 継続審査
第2区分	～400万	～280万	133,400	466,600	220,000	
第3区分	～460万	～350万	66,700	233,300	220,000	
第4区分	～800万	—	—	240,000	—	
多子世帯（※）	所得制限なし		200,000	700,000	220,000	

※扶養する子が3人以上の世帯

2. 申請資格

以下(1)～(5)のすべての条件を満たす者

- (1) 本学の2026年度入学試験を受験し入学を希望する者
- (2) 日本国籍を有する者、または永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子
- (3) 日本国内の高等学校または中等教育学校を2026年3月卒業見込みの者または2025年3月以降に卒業した者
- (4) 上記の高等学校での評定平均が「3.5以上」の者
- (5) 世帯の収入・事業所得あるいは扶養されている子の数が上記の要件を満たしている者

3. 申請方法・提出先

申請方法：申請期間内に申請書類をすべて揃えて、下記提出先に郵送（簡易書留）もしくは持参してください。

提出先：せとうち観光専門職短期大学「せとうち修学支援奨学金係」

〒761-0113 香川県高松市屋島西町2366-1

（持参の場合の受付時間 平日 9:00～17:30）

4. 申請期間・採用候補者決定通知

申請期間内に提出された申請書類に基づき選考を行い、選考結果は採用通知日に郵便で発送します。

	申請期間	採用通知日
I 期	9 月 1 日(月)～9 月 26 日 (金)必着	10 月 2 日(木)
II 期	11 月 4 日(火)～11 月 21 日(金)必着	11 月 27 日(木)
入学後	入学後 4 月	6 月頃

※お電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

5. 申請書類

以下(1)～(4)の書類を申請期間内に提出してください。

(1) せとうち修学支援奨学金制度申請書（所定様式）

(2) 高等学校調査書（文部科学省指定様式 開封無効）

※ 最終学年 1 学期または前期までの内容で 3 カ月以内に発行されたもの

※ 入学後 4 月に申請する場合は、高等学校卒業後に発行されたもの

(3) 父母両方（父母がいない場合は父母に代わって家計を支えている者）の直近の所得証明書（原本）

※ 収入・所得記載の市区町村役場にて発行されたもの

(4) 住民票（世帯票）、もしくは世帯で扶養されている子（本人を含む）の保険証の写し（※多子世帯のみ）

6. その他注意事項

① 本奨学金の申請および選考は、入学試験の可否に一切影響いたしません。

② 提出された申請書類（所得証明書等）に記載されている個人情報、本奨学金の業務に限定して利用し、その他の目的には一切使用しません。なお、申請書類は返却いたしません。

③ 本奨学金は、入学時学納金および前期・後期学納金から差し引く形で給付します。
（授業料にかかる給付金は、その半額ずつを前期・後期に分けて差し引きます）

④ 本奨学金と、他の特待生・奨学金制度との併用はできません。
（せとうち暮らし奨学金、実習奨学金制度ならびに貸与奨学金を除く）

⑤ 毎年 9 月に支援の区分の見直しを、進級時には支援継続の審査をいたします。

⑥ 採用期間中に休学、除籍、退学した場合または奨学生として不適切と認められる事情がある場合、その資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。

⑦ 本奨学金を受給できるのは、採用候補者が 2026 年度入学試験に合格し、2026 年 4 月に入学した場合に限ります。

7. お問い合わせ先

せとうち観光専門職短期大学事務局

〒761-0113 香川県高松市屋島西町 2 3 6 6 - 1

T E L : 087-899-7011 (平日 9:00～17:30)

M a i l : seto-nyushi@anabuki.ac.jp